

令和9年度に向けた障害福祉計画及び 障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

今後の障害者部会の検討スケジュール(イメージ)

- ・ 基本指針・成果目標等の見直しと、地域差・指定の在り方について、並行して検討を進める。
- ・ 10月までの議論を踏まえて秋頃に方向性を提示、年末以降、基本方針・成果目標等の見直し案を取りまとめる。

～8月	<p>3/14 次期計画策定に向けた基本指針の見直し等の進め方、地域差等の論点提示</p> <p>6/26 第6期計画の成果目標の実績、第7期計画の成果目標の集計を報告</p> <p>7/24 地域差・指定の在り方(データ・論点を提示)</p>
9月	9/25 基本方針の見直しのポイント、成果目標等の見直し候補を提示して議論
10月	10/1 地域差・指定の在り方について、7月の議論を踏まえ、データ・論点を提示等
11月	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #d9ead3; text-align: center;"> <p>基本指針・成果目標等の見直し</p> <p>(秋頃 方向性の議論)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #d9ead3; text-align: center;"> <p>地域差・指定の在り方</p> <p>(秋頃 方向性の議論)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #d9ead3; text-align: center;"> <p>その他</p> <p>(関係審議会の議論を踏 まえて必要に応じ検討)</p> </div> </div>
12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; background-color: #fce4d6; border-radius: 15px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>基本方針・成果目標等の見直し案のとりまとめ</p> </div>
1月	
2月	
3月	

1. 基本指針見直しに係る議論の進め方

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の基本指針の見直しの議論にあたっては、以下の方針に沿って進めることとし、ご議論いただきたい。

- ◎ 今回は、現行の基本指針(告示)の概要を確認するとともに、見直しの基本的な方向について御意見をいただきたい。
 - ・ 告示本文、成果目標、活動指標について、現行の基本指針の全体像と記載事項を確認し、次期計画に削除を含め見直すべき点や追加すべき項目がないか。
 - ・ 近年の施策の動向を踏まえて、新たに反映すべき項目がないか。

概要

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保

に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保

に係る目標(成果目標)

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所

支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

一 基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
- 4 協議会の活性化

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④福祉施設から一般就労への移行等（続き）

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善等

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練）

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
 - 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
 - 障害児相談支援の利用児童数
 - 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- ### (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
 - 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み

一 計画の作成に関する基本的事項

- 1 作成に当たって留意すべき基本的事項
 - (一) 障害者等の参加
 - (二) 地域社会の理解の促進
 - (三) 総合的な取組
- 2 計画の作成のための体制の整備
 - (一) 作成委員会等の開催
 - (二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携
 - (三) 市町村と都道府県との間の連携
- 3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握
- 4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備
- 5 区域の設定
- 6 住民の意見の反映
- 7 他の計画との関係
- 8 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

- 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
 - (一) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み
 - (二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - (三) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実
 - (四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し並びに計画的な基盤整備の方策
- 3 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
- 4 関係機関との連携に関する事項

三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

- 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
- 3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- 4 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置
- 5 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項
- 6 関係機関との連携に関する事項

四 その他

- 1 計画の作成の時期
- 2 計画の期間
- 3 計画の公表
- 4 その他

一 障害者等に対する虐待の防止

- 1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待
事案の未然防止及び早期発見
- 2 一時保護に必要な居室の確保
- 3 指定障害児入所支援の従業者への研修
- 4 権利擁護の取組
- 5 精神障害者に対する虐待の防止
★施設の閉鎖性

二 意思決定支援の促進

三 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

- (一) 文化芸術活動に関する相談支援
- (二) 文化芸術活動を支援する人材の育成
- (三) 関係者のネットワークづくり
- (四) 文化芸術活動に参加する機会の創出
- (五) 障害者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- (六) その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障害者の文化芸術活動に関する支援等

四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

- (一) 障害特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズを把握するための調査等
- (二) ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成
- (三) 意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（都道府県による広域派遣や派遣調整等を含む）
- (四) 遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用

五 障害を理由とする差別の解消の推進

六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しのポイント

次期計画(第8期障害福祉計画)の指針策定は、どのような点を見直しのポイントとすべきか。例えば、以下の点を見直しのポイントと考えて、検討を行うこととしてはどうか。

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関する検討会」のこれまでの議論のまとめ(令和7年9月●)において、障害者支援施設に求められる役割・機能やあるべき姿が整理されるとともに、引き続き、地域移行者数や施設入所者数の削減の目標値を設定することが必要とされた。これを踏まえ、引き続き地域移行に関する成果目標を設けるとともに、障害福祉データベース等も活用しながら、地域移行する者の見込み数、障害者やその家族等の支援ニーズ、地域資源などを十分に把握することにより、必要なサービス量を見込むことについて盛り込んでどうか。

また、障害者が希望する地域生活の支援のため、意思決定支援や地域生活支援拠点等の機能の更なる強化や、多様なニーズに対応できる専門性を備えるグループホーム等の整備、自立生活援助等の利用促進、専門人材の確保・育成など、地域の支援体制を確保する重要性について記載してはどうか。

加えて、障害者支援施設の整備に対する国庫補助については、同検討会のまとめにおいて、その対象を基本指針の目標と整合した障害福祉計画に基づく整備に限るなど、限られた予算の中で重点化を図る必要があるとされたことも踏まえ、こうしたことを念頭に計画を作成する必要性について記載してはどうか。

3. 基本指針見直しのポイント

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和4年12月精神保健福祉法改正により、本システムの理念の実現に向け、市町村等が実施する精神障害者及び精神保健に課題を抱える者に対する相談及び援助は、精神障害の有無やその程度にかかわらず、地域の実情に応じ、精神障害者及び精神保健に関する課題を抱えるものの心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として行われなければならないことが規定された。このことを踏まえ、本システムの理念を明確化するとともに、本システムの理念の実現に向け、市町村における相談及び援助の体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの体制の整備について、基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

令和7年10月より、本人の自立に向けて一般就労に送り出すことを含め、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が開始される。この就労選択支援の積極的な利用を促すため、就労選択支援を提供できるよう体制確保に努めることを記載するとともに、就労選択支援においては地域との連携が重要であることから、(自立支援)協議会の設置圏域ごとの就労選択支援事業所の設置に関する成果目標を新たに設けてはどうか。

3. 基本指針見直しのポイント

④ 地域における相談支援体制の充実強化

基幹相談支援センターの設置の努力義務化等により、各市町村における相談支援体制の強化に向けた取組は着実に進んでいる一方、都市部に比べ小規模自治体における基幹相談支援センターの設置率が低い等の状況があることから、都道府県による広域的な見地からの助言等の支援を含め、より一層の推進を図る必要性について記載してはどうか。

また、セルフプランについては、市町村別のセルフプラン率等を令和6年度から公表しているところであり、こうした状況も踏まえつつ、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、本人や家族がのぞまないセルフプランの解消に向けて取り組むことについて記載してはどうか。

⑤ 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上

障害福祉分野の人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、人材確保を進めるとともに、質の高い障害福祉サービスを効率的かつ効果的に提供できるよう、生産性向上によりケアの充実を図る取組を一層推進することが必要であり、基本指針上も一つの項目として柱を立て、記載を充実してはどうか。特に介護テクノロジーの導入促進等、手続負担の軽減、事業者間の連携・協働化等の取組により、間接業務の負担軽減と直接処遇業務の効率化・質の向上を推進することは重要であり、こうした取組の更なる推進について記載してはどうか。

また、令和7年6月に策定した「省力化投資促進プランー障害福祉ー」において、障害福祉分野の「都道府県ワンストップ窓口」の設置など、生産性向上に関する目標・KPIが設定されたこと等を踏まえ、人材確保・定着、生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標を追加してはどうか。

3. 基本指針見直しのポイント

⑥ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

「2040年に向けたサービス提供体制のあり方に関するとりまとめ」において、地域の需要に応じた提供体制や支援体制の構築については、福祉サービスの共通課題とされており、中山間・人口減少地域において、共生型サービスや基準該当障害福祉サービス、多機能型、従たる事業所等の現行制度の活用等により、サービス提供体制を維持・確保していくことの重要性について基本指針に盛り込んでどうか。

3. 基本指針見直しのポイント

⑦ 障害福祉サービスの質の確保

障害福祉サービス事業への新規参入が増加する中、サービスの質の確保・向上を図ることが重要となっており、事業所指定や指導監査など、各種取組を推進することが必要である。

例えば、障害者グループホームの質の確保については、令和7年度中に策定予定の支援に関するガイドラインや、また、令和7年度から義務化された地域連携推進会議等による取組を踏まえ、障害者グループホームが地域に開かれ、運営を事業者自ら適正にしていく取組を推進することの重要性について記載してはどうか。

また、就労系障害福祉サービスの質の確保についても、令和7年度中に策定予定の指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドラインを踏まえ、適切な事業運営の確保に向けて取り組むことの重要性について記載してはどうか。

また、利用者のニーズに応じたサービス選択や事業者のサービスの質の向上に資するよう、障害福祉サービス等情報公表制度を設けているが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において未実施事業所への減算を設けたところであり、引き続き、情報公表の取組を進めるとともに、令和7年度より、経営情報の報告・公表制度も設けたところであり、こうした状況を踏まえて記載を追加してはどうか。

指導監査については近年、営利法人が運営する障害福祉サービス事業所数が急増している中、多くの影響があるような処分事例も発生している。質の確保されたサービス提供のために、運営指導・監査の強化が必要ということで、令和7年度から強化に取り組んでいる障害福祉分野における運営指導・監査の重要性についても記載してはどうか。

3. 基本指針見直しのポイント

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

地域の支援体制を構築する上では、強度行動障害や高次脳機能障害を有する児者、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者、発達障害児者など、様々な障害特性に応じた支援体制の構築が重要であり、そうした地域のきめ細かいニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等を図ることの重要性について引き続き盛り込んではいかがでしょうか。

その際、令和6年度から、障害者総合支援法改正により、都道府県が行う事業者指定に対して市町村が関与できる仕組み(意見申出制度)が導入されているが、きめ細かい地域ニーズに応じたサービス提供体制の確保を図るためには本制度の活用が有用であるところ、その活用にあたっては、障害(児)福祉計画の記載が根拠となるため、本制度の活用を念頭に計画の記載を検討することの重要性について改めて盛り込んではいかがでしょうか。

また、手話施策推進法が成立したことを踏まえ、引き続き、手話通訳をはじめとする意思疎通支援従事者の養成や派遣体制の整備を行うことに加え、人材の高齢化という課題に対応するため、特に若年層に重点を置いた、意思疎通の手法の周知を合わせて行うなど、幅広い年齢層による支援者の養成を行うことの重要性について盛り込んではいかがでしょうか。

3. 基本指針見直しのポイント

⑨ 障害者等に対する虐待の防止等

近年の通報・相談件数等の増加や死亡事例等の発生を踏まえ、自治体における事実確認調査の徹底と体制整備(専門職による助言等の体制を含む)の強化及び重篤事例等の検証のより一層の推進について記載してはどうか。

また、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、令和6年度に相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準を改正したところであり、サービス担当者会議等における本人の同席等の徹底を図るなど、障害者の意思決定支援をより一層推進する必要があることについて記載してはどうか。

あわせて、結婚、出産、子育てを含め、障害者がどのような暮らしを送るかは本人が決めることを前提として、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、希望する生活の実現に向けた支援を行うため、障害福祉や母子保健及び児童福祉の関係機関における各種施策の連携による支援の推進に取り組むことについて記載してはどうか。

⑩ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

障害者の親亡き後の生活など家族が抱える課題は近年複雑化・複合化しており、障害者等の生活全般の課題を解決するためには、重層的支援体制整備事業など包括的な支援体制の整備や、関係施策との有機的な連携を図ることが重要であるため、「地域共生社会の在り方検討会中間とりまとめ」を踏まえ、地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進について盛り込んでどうか。

3. 基本指針見直しのポイント

⑪ 住宅セーフティネット制度との連携

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」の改正を踏まえ、共同生活援助等の居住に関する障害福祉サービスの提供が、住宅セーフティネット法における居住サポート住宅の供給の目標等と調和が保たれたものとするとともに、各自治体の住宅担当部局や、設置が努力義務とされた居住支援協議会等の関係団体と連携を図って取り組むことが望ましいことを記載してはどうか。

⑫ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

災害対策基本法等の改正を踏まえて、災害時に障害者等の要配慮者への障害福祉サービスが適切に提供されるよう、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の指定等の取組について、地方公共団体の防災部局や職能団体等と連携を図って取り組むことが望ましいことを盛り込んではどうか。

また、「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)も踏まえ、施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性について盛り込んではどうか。

3. 基本指針見直しのポイント

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

※ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)や経済・財政新生計画改革実行プログラム2024(令和6年12月26日経済財政諮問会議)において検討事項となっている以下の内容について、引き続き、ご議論いただきたい。

- ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策
- ・ 都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村が意見を申し出る仕組みの推進
- ・ 共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況も踏まえた事業所指定の在り方
- ・ 利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組

4. 成果目標項目の見直しについて

「達成すべき基本的な目標」(成果目標)として、見直すべき項目としてどのような項目が考えられるか。例えば、下記項目が考えられるが、基本指針見直しのポイントを踏まえつつ、どのように見直すべきか。

【例】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 心のサポーター養成者数 【新】
- 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満) 【見直し】
→精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳未満、65歳以上、75歳以上(再掲)、40歳以上の認知症である者(再掲))
- 精神病床における早期退院率 【見直し】
→退院患者の精神病床への1月を超える再入院率(90日時点、180日時点、365日時点)
- 住民のこころの状態(K6) 【新】

就労選択支援事業所の設置状況

- 就労選択支援事業所((自立支援)協議会の設置圏域ごと)の設置 【新】

障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上

- 障害福祉分野におけるワンストップ窓口(都道府県ごと)の設置 【新】
- 生産性向上及びこれを通じた職場環境改善・経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 【新】

5. 活動指標項目の見直しについて

「目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標」(活動指標)について、見直すべき項目としてどのような項目が考えられるか。例えば、下記の項目が考えられるが、どのように見直すべきか。

施設入所者の地域生活への移行等

(例)

- 地域移行等意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援の回数 【新】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(例)

- 心のサポーター養成研修実施回数 【新】
- 精神障害者の短期入所 【新】
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 【見直し】
→(都道府県)都道府県・障害福祉圏域・市町村の保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標及び活動状況の把握・評価
- 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数 【新】

福祉施設から一般就労への移行等

(例)

- 就労選択支援事業所の設置状況 【新】

相談支援体制の充実・強化等

(例)

- 都道府県におけるアドバイザーの配置状況 【新】
- 都道府県が市町村職員等を実施する相談支援体制に関する研修等の開催回数 【新】

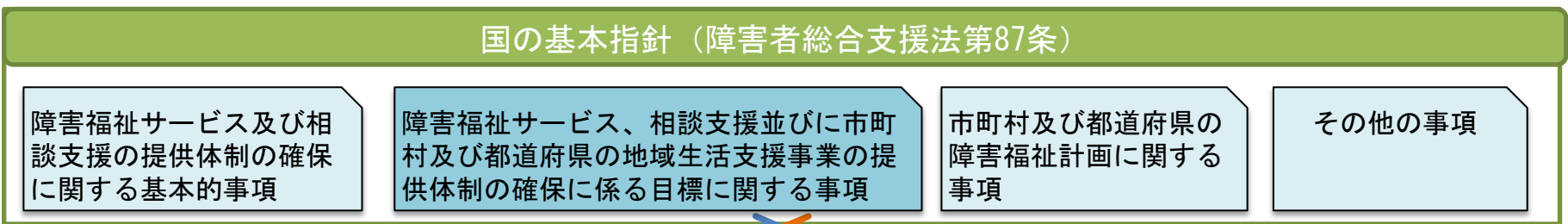
障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上

(例)

- 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所等の数(都道府県ごと) 【新】
- 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合 【新】

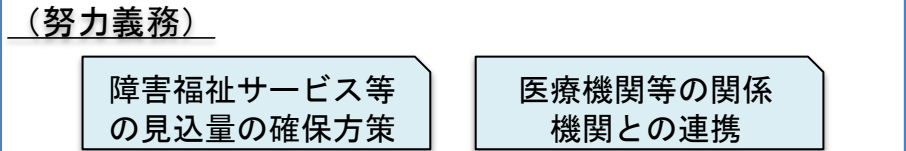
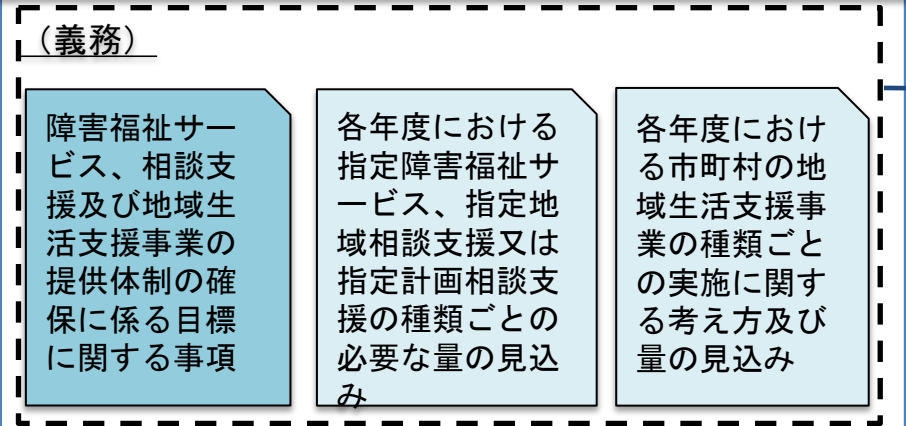
参 考 资 料

(参考) 障害福祉計画と基本指針の基本的な構造



(基本指針に即して計画を作成)

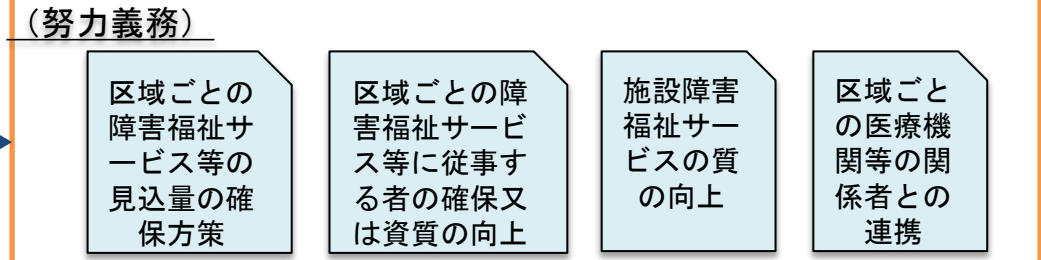
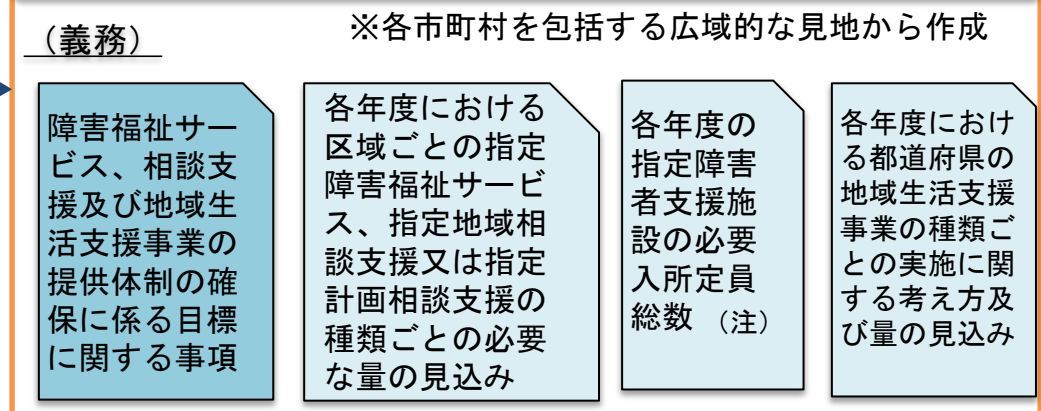
市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条関係）



- (その他の事項)**
- ・ 計画は障害者等の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
 - ・ 計画を作成する場合、障害者等の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
 - ・ 他の計画と調和が保たれること（義務） など

(計画の提出)

都道府県障害福祉計画（障害者総合支援法第89条関係）



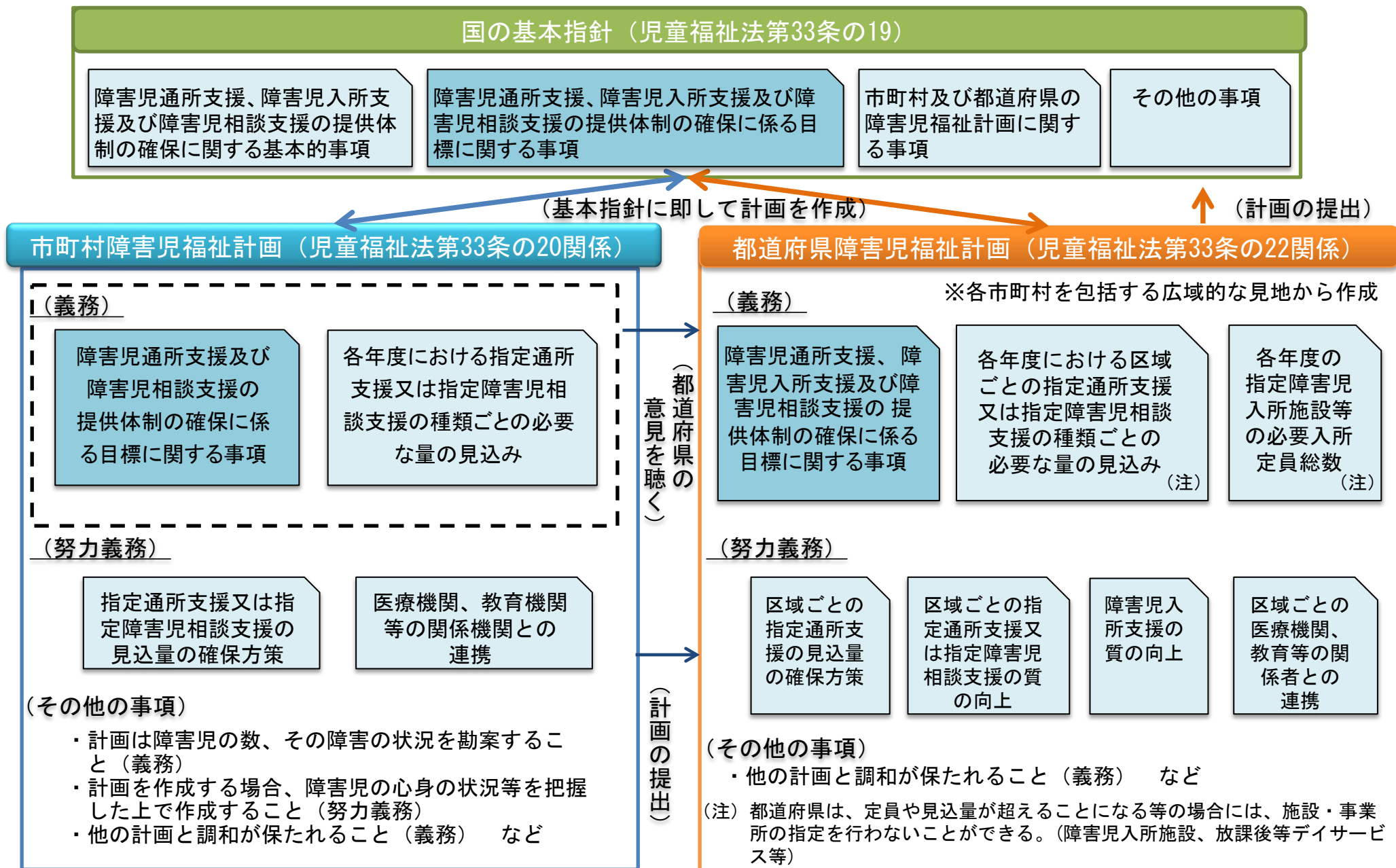
- (その他の事項)**
- ・ 他の計画と調和が保たれること（義務） など

(注) 都道府県は、定員や見込量を超えることになる等の場合には、施設・事業所の指定を行わないことができる。（障害者支援施設、生活介護、就労継続支援B型）

（都道府県の意見を聴く）

（計画の提出）

(参考) 障害児福祉計画と基本指針の基本的な構造



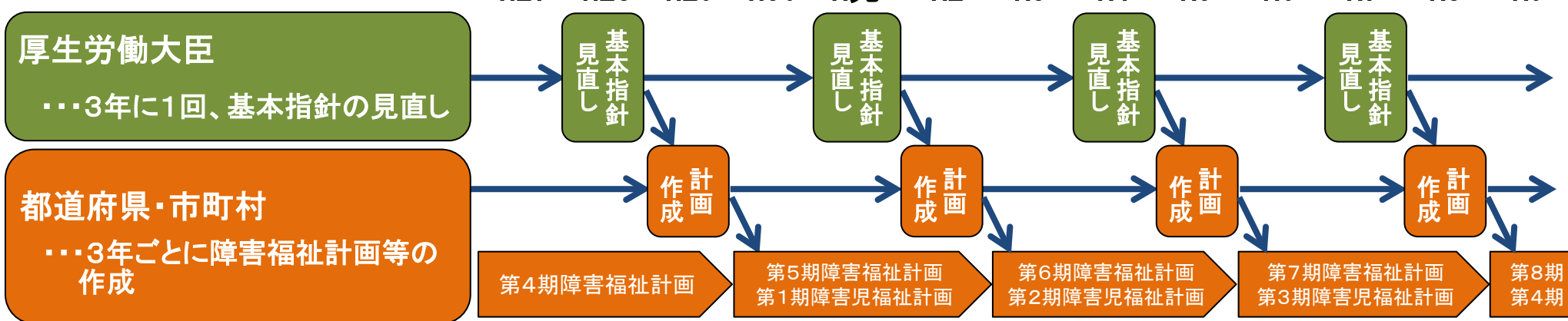
(参考)基本指針の策定スケジュール

- 基本指針について**
- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
 - また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
 - 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成。
 - 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画(令和9～11年度)を作成するための基本指針は令和8年3月告示予定。

【これまでの計画期間等】

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度	第5期計画期間 第1期計画期(児) 30年度～2年度	第6期計画期間 第2期計画期(児) 3年度～5年度	第7期計画期間 第3期計画期(児) 6年度～8年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度(令和2年度)を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和5年度を目標として、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和8年度を目標として、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を作成

【計画策定に係る工程】



達成すべき基本的な目標(成果目標)を設定する分野

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 障害者の地域生活の支援
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標を設定

成果目標を踏まえて、サービス見込量等を設定

障害福祉サービスの実施等により成果目標の達成を目指す。

目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標(活動指標)

- ① 障害福祉サービス等の必要な量の見込み(利用者数、利用時間、利用人日)
- ② その他の追加指標